

沖縄防衛局達第15号

沖縄防衛局競争参加資格等審査委員会の設置に関する達を次のように定める。

平成19年9月4日

沖縄防衛局長 鎌田 昭良

沖縄防衛局競争参加資格等審査委員会の設置に関する達

改正	平成20年	7月30日	沖縄防衛局達第7号
改正	平成21年	4月1日	沖縄防衛局達第3号
改正	平成22年	2月9日	沖縄防衛局達第1号
改正	平成24年	4月6日	沖縄防衛局達第6号
改正	平成25年	5月16日	沖縄防衛局達第1号
改正	平成26年	4月1日	沖縄防衛局達第1号
改正	平成27年	10月1日	沖縄防衛局達第6号
改正	平成29年	4月1日	沖縄防衛局達第1号
改正	令和3年	1月13日	沖縄防衛局達第1号
改正	令和6年	5月7日	沖縄防衛局達第4号

(設置)

第1条 沖縄防衛局が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項による建設工事をいう。以下同じ。）、建設コンサルタント業務等（建設工事に係る技術業務の契約等の事務処理要領について（防整施（事）第144号。28.3.31）の別紙に定める技術業務（建設工事に係らないものを含む。）をいう。以下同じ。）、不動産鑑定評価業務及び物品等（物品の製造、物品の購入、役務及び物品の売払いをいう。以下同じ。）（総合評価方式に限る。）に関し、競争参加資格の設定、確認等を確実にを行うとともに、競争参加者等選定の公正を期するため、沖縄防衛局に「沖縄防衛局競争参加資格等審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審査委員会においては、次の事務をつかさどる。

(1) 建設工事に係る各入札方式に関する次に掲げる事項

- ア 競争参加資格の審議に関すること。
- イ 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の審査に関すること。
- ウ 競争参加資格の確認に関すること。
- エ 競争参加資格がないと認めた者に対する理由説明に関すること。

(2) 建設工事に係る一般競争入札方式において総合評価方式を適用する場合における次に掲げる事項

- ア 総合評価方式の適用並びに総合評価の評価項目及び評価基準等の設定に関する

ること。

イ 提出された技術提案等の審査及び評価に関すること。

ウ 高度な技術を含む技術提案の評価等について、必要に応じて行う、個別の建設工事の評価方法及び落札者の決定に係る学識経験者への意見聴取に関すること。

エ 技術提案が適正と認められなかった者及び非落札者に対する理由説明に関すること。

(3) 建設工事に係る指名競争入札方式及び随意契約方式を適用する場合における次に掲げる事項（予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下、予決令という。）第99条の2に該当するものを除く。）

ア 指名競争入札方式及び随意契約方式の適用に関すること。

イ 指名競争入札方式に係る指名業者の選定に関すること。

ウ 建設工事の随意契約方式に係る見積依頼の相手方の選定に関すること。

(4) 建設工事に係る技術提案・交渉方式に関する次に掲げる事項

ア 技術提案・交渉方式の適用、評価基準等の設定、優先交渉権者を選定するための基準の設定に関すること。

イ 提出された技術提案等の審査及び評価に関すること。

ウ 優先交渉権者の選定に関すること。

エ 必要に応じて行う、技術提案・交渉方式の適用の可否、評価項目及び評価基準の設定、参考額の設定、技術提案の審査及び評価、優先交渉権者の選定、価格等の交渉に係る学識経験者等への意見聴取に関すること。

オ 優先交渉権者として選定されなかった者に対する理由の説明に関すること。

(5) 建設コンサルタント業務等に係る各入札方式に関する次に掲げる事項

ア 競争参加資格の審議に関すること。

イ 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の審査に関すること。

ウ 競争参加資格の確認に関すること。

エ 競争参加資格がないと認めた者に対する理由説明に関すること。

(6) 建設コンサルタント業務等に係る一般競争入札方式において総合評価方式を適用する場合における次に掲げる事項

ア 総合評価方式の適用並びに総合評価の評価項目及び評価基準等の設定に関すること。

イ 提出された技術提案等の審査及び評価に関すること。

ウ 高度な技術を含む技術提案の評価等について、必要に応じて行う、個別の建設コンサルタント業務等の評価方法及び落札者の決定に係る学識経験者への意見聴取に関すること。

エ 技術提案が適正と認められなかった者及び非落札者に対する理由の説明に関すること。

(7) 建設コンサルタント業務等に係るプロポーザル方式に関する次に掲げる事項

- ア 技術提案書の提出者に要求される資格及び提出者を選定するための基準等の設定に関すること。
 - イ 提出された参加表明書及び技術提案書の審査に関すること。
 - ウ 技術提案書の提出者の選定及び特定に関すること。
 - エ 参加表明書を提出した者のうち技術提案書の提出者として選定されなかった者及び技術提案書を提出した者のうち技術提案書を特定しなかった者に対する理由説明に関すること。
- (8) 建設コンサルタント業務等に係る指名競争入札方式及び随意契約方式（プロポーザル方式を除く。）を適用する場合における次に掲げる事項（予決令第99条第7号に該当するものを除く。）
- ア 指名競争入札方式及び随意契約方式の適用に関すること。
 - イ 指名競争入札方式に係る指名業者の選定に関すること。
 - ウ 建設コンサルタント業務等の随意契約方式に係る見積依頼の相手方の選定に関すること。
- (9) 不動産鑑定評価業務に係る一般競争入札方式（総合評価方式）に関する次に掲げる事項
- ア 競争参加資格の審議に関すること。
 - イ 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の審査に関すること。
 - ウ 競争参加資格の確認に関すること。
 - エ 競争参加資格がないと認めた者に対する理由説明に関すること。
 - オ 総合評価方式の適用並びに総合評価の評価項目及び評価基準等の設定に関すること。
 - カ 提出された技術提案等の審査及び評価に関すること。
 - キ 技術提案が適正と認められなかった者及び非落札者に対する理由の説明に関すること。
- (10) 建設工事及び建設コンサルタント業務等に係る企画競争方式に関する次に掲げる事項
- ア 企画競争方式の適用並びに参加資格及び選定基準等の設定に関すること。
 - イ 参加資格の確認並びに参加表明書及び企画競争資料の審査に関すること。
 - ウ 企画競争の資料提出を要請する候補者の選定及び契約候補者の選定に関すること。
 - エ 参加表明書を提出した者のうち企画競争資料の提出者として選定されなかった者及び企画競争資料を提出した者のうち契約候補者として選定されなかった者に対する理由説明に関すること。
- (11) 物品等に係る一般競争入札方式（総合評価方式）に関する次に掲げる事項。
- ア 競争参加資格の審議に関すること。
 - イ 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の審査に関すること。
 - ウ 競争参加資格の確認に関すること。

- エ 競争参加資格がないと認めた者に対する理由説明に関すること。
- オ 総合評価方式の適用並びに総合評価の評価項目及び評価基準等の設定に関すること。
- カ 提出された技術提案等の審査及び評価に関すること。
- キ 技術提案等が適正と認められなかった者及び非落札者に対する理由の説明に関すること。

(12) 物品等に係る指名競争入札方式又は随意契約方式を適用する場合における次に掲げる事項（会計法（昭和22年第35号）第29条の3第4項（国及び地方公共団体等との契約に限る。）及び予令第99条第3号から第5号、第7号及び第99条の2に該当するものを除く）

- ア 指名競争入札方式及び随意契約方式の適用に関すること。
- イ 指名競争入札方式に係る指名業者の選定に関すること。
- ウ 随意契約方式に係る見積依頼の相手先の選定に関すること。

(13) 物品等に係る随意契約方式において、企画競争方式を適用する場合における次に掲げる事項

- ア 企画競争方式の適用並びに参加資格及び選定基準等の設定に関すること。
- イ 参加資格の確認並びに参加表明書及び企画競争資料の審査に関すること。
- ウ 企画競争の資料提出を要請する候補者の選定及び契約候補者の選定に関すること。
- エ 参加表明書を提出した者のうち企画競争資料の提出者として選定されなかった者及び企画競争資料を提出した者のうち契約候補者として選定されなかった者に対する理由説明に関すること。

(14) その他沖縄防衛局長が必要と認める事項

（学識経験者の選任）

第3条 総合評価方式及びプロポーザル方式による評価項目及び評価基準等の設定、提出された高度な技術を含む技術提案の審査及び評価並びに技術提案・交渉方式における適用の可否、評価項目及び評価基準等の設定、参考額の設定、技術提案の審査及び評価、優先交渉権者の選定、価格等の交渉に当たり、学識経験者の意見を聴取する必要がある場合は、中立かつ公正な立場から判断することができる学識経験を総合評価アドバイザーに委嘱し、意見を聴取する。

なお、総合評価アドバイザーは、原則として2名以上とし、沖縄防衛局長が委嘱する。

2 総合評価アドバイザーの氏名及び職業は、原則として公開する。

（構成等）

第4条 審査委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長は、支出負担行為担当官をもって充てる。

3 委員は、沖縄防衛局次長、総務部長、総務課長、会計課長、契約課長、地方調整課長、調達計画課長及び業務課長をもって充てる。

また、所掌に応じ、企画部長、調達部長及び管理部長をもって充てる。

- 4 委員長は、審査委員会を招集し、会務を総括する。
- 5 審査委員会は、委員長及び委員の半数以上の出席がなければ、会議を開き審議することができない。
- 6 委員長が緊急な事情により不在の場合で、かつ審査委員会開催日を変更することができない場合に限り、沖縄防衛局次長を委員長代理として審査委員会を開催することができる。

(技術部会)

第5条 審査委員会に、技術的事項に関する審査資料の作成及び総合評価アドバイザーへの意見聴取を行うため、技術部会を設ける。

- 2 技術部会は、部会長及び部会員をもって構成する。
- 3 部会長は、当該案件を所掌する部長をもって充てる。
- 4 部会員は、部会長が指名する者をもって充てる。
- 5 部会長は、技術部会を招集し、会務を総括する。
- 6 技術部会は、部会長が緊急な事情により不在の場合で、かつ技術部会開催日を変更することができない場合に限り、部会長が指名する者を部会長代理として開催することができる。

(関係者の出席)

第6条 委員長は、必要があると認められるときは、関係者の出席を求め意見を述べさせることができる。

(庶務)

第7条 審査委員会の庶務は、契約課において処理する。

(雑則)

第8条 この達に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

附 則 (令和6年5月7日沖縄防衛局達第4号)

この達は、令和6年5月7日から施行する。